自由金利型定期預金（大口定期）規定

Beyond the Bank
あなたの明日へ

OKINAWA KAIHO 海邦銀行

自由金利型定期預金（大口定期）

１．（預金の支払時期）

この預金は、証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。

２．（利 息）

（１）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および証書記載の利率（以下「約定利率」という。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の２年後の応当日から預入日の５年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の１年前の応当日までの間に到来する預入日の１年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

Ａ 現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに提出してください。

Ｂ 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

（２）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（３）この預金を第３条第１項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」という。）および次の預入期間に応じた利率（小数点第３位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

なお、期限前解約時に適用する利率については、次の①から④までのとおりとしますが、金融情勢の変化に応じて変更することがあります。この場合の新利率の適用は、当行が定めた日からとします。

① 預入日の１ヶ月後の応当日から預入日の３年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

・預入期間が６ヶ月未満…解約日における普通預金の利率
・預入期間が６ヶ月以上１年未満…約定利率×５０％
・預入期間が１年以上３年未満…約定利率×７０％

② 預入日の３年後の応当日から預入日の４年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

・預入期間が６ヶ月未満…解約日における普通預金の利率
・預入期間が６ヶ月以上１年未満…約定利率×４０％
・預入期間が１年以上１年６ヶ月未満…約定利率×５０％
・預入期間が１年６ヶ月以上２年未満…約定利率×６０％
・預入期間が２年以上２年６ヶ月未満…約定利率×７０％
・預入期間が２年６ヶ月以上４年未満…約定利率×９０％

③ 預入日の４年後の応当日から預入日の５年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

・預入期間が６ヶ月未満…解約日における普通預金の利率
・預入期間が６ヶ月以上１年未満…約定利率×４０％
・預入期間が１年以上１年６ヶ月未満…約定利率×５０％
・預入期間が１年６ヶ月以上２年未満…約定利率×６０％
・預入期間が２年以上２年６ヶ月未満…約定利率×７０％
・預入期間が２年６ヶ月以上３年未満…約定利率×８０％
・預入期間が３年以上５年未満…約定利率×９０％

④ 預入日の５年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

・預入期間が６ヶ月未満…解約日における普通預金の利率
・預入期間が６ヶ月以上１年未満…約定利率×３０％
・預入期間が１年以上１年６ヶ月未満…約定利率×４０％
・預入期間が１年６ヶ月以上２年未満…約定利率×５０％

・預入期間が２年以上２年６ヶ月未満…約定利率×６０％
・預入期間が２年６ヶ月以上３年未満…約定利率×７０％
・預入期間が３年以上４年未満…約定利率×８０％
・預入期間が４年以上５年未満…約定利率×９０％

注．ただし、上記①から④で算出した期限前解約時に適用する利率が、解約日時点の普通預金利率を下回る場合、普通預金利率を適用します。

（４）この預金の付利単位は１円とし、１年を３６５日として日割で計算します。

３．（預金の解約、書替継続）

（１）この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

（２）この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに当店に提出してください。

４．（定期預金共通規定の適用）

この預金には、本規定のほか、「定期預金共通規定」が適用されるものとします。

５．（規定の変更）

（１）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

（２）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

（２０２５年４月２５日現在）